

IPセントレックスサービス契約約款

平成20年4月1日

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義
- 第4条 外国における取扱制限

第2章 IPセントレックスサービスの提供区間等

- 第5条 IPセントレックスサービスの提供区間等

第3章 IPセントレックス契約

- 第6条 IPセントレックスサービスの細目
- 第7条 契約の単位
- 第8条 IPセントレックス契約申込の方法
- 第9条 IPセントレックス契約申込の承諾
- 第10条 基本機能
- 第11条 内線番号の設定
- 第12条 内線番号の変更
- 第13条 IPセントレックス契約に基づく権利の譲渡の禁止
- 第14条 IPセントレックス契約者が行うIPセントレックス契約の解除
- 第15条 破産等によるIPセントレックス契約の解除
- 第16条 当社が行うIPセントレックス契約の解除
- 第17条 その他の提供条件

第4章 付加機能

- 第18条 付加機能の提供

第5章 利用中止等

- 第19条 IPセントレックスサービスの利用中止
- 第20条 IPセントレックスサービスの利用停止

第6章 通信

第1節 通信の区別等

- 第21条 通信利用の制限等
- 第22条 通信時間等の制限

第2節 通信の品質

- 第23条 通信の品質

第3節 通信時間の測定等

- 第24条 通信の時間の測定等

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

- 第25条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

第26条 定額利用料の支払義務

第26条の2 ユニバーサルサービス料の支払義務

第27条 外線通信料の支払義務

第28条 工事費の支払義務

第3節 料金の計算方法等

第29条 料金の計算方法等

第4節 割増金及び延滞利息

第30条 割増金

第31条 延滞利息

第8章 最低利用期間

第32条 最低利用期間

第9章 保守

第33条 修理又は復旧の順位

第10章 損害賠償

第34条 責任の制限

第35条 免責

第11章 雑則

第36条 承諾の限界

第37条 利用に係るIPセントレックス契約者の義務

第37条の2 協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行

第38条 IPセントレックス契約者に係る情報の利用

第39条 法令に関する規定

第40条 閲覧

第12章 附帯サービス

第41条 附帯サービス

別記

- 1 IPセントレックスサービスの提供区間
- 2 IPセントレックス契約者の地位の承継
- 3 IPセントレックス契約者の氏名等の変更
- 4 自営端末設備の接続
- 5 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 6 自営電気通信設備の接続
- 7 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 8 当社の維持責任
- 9 利用明細書の発行
- 10 新聞社等の基準
- 11 支払証明書の発行

料金表

通則

第1 基本利用料

- 1 適用
- 2 料金額

第2 付加機能利用料

- 1 適用
- 2 料金額

第3 工事費

- 1 適用
- 2 料金額

第4 附帯サービスに関する料金等

- 1 利用明細書発行料
- 2 利用明細書発行の開始に係る工事に関する費用
- 3 支払証明書の発行手数料

第5 ユニバーサルサービス料

- 1 適用
- 2 料金額

別表1 外線通信における当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約

別表2 外線通信サービスにおける本邦外又は特定衛星端末への通信に係る取扱地域等

別表3 当社が別に定める音声通信番号に係る協定事業者

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）、国際電気通信連合条約（平成7年条約第3号）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）に基づき、この契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）及び当社が別に定めるところにより、IPセントレックスサービスを提供します。

(注) 本条のほか、当社は、IPセントレックスサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 内線通信	IPセントレックス利用回線群内でインターネットプロトコルにより音響等を伝送交換する通信
4 IPセントレックスサービス	主として内線通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス
5 IPセントレックスサービス取扱所	IPセントレックスサービスに関する業務を行う当社の事業所
6 IPセントレックス契約	当社からIPセントレックスサービスの提供を受けるための契約
7 IPセントレックス契約者	当社とIPセントレックス契約を締結している者
8 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接

	続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
9 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
10 IPセントレックス利用回線	当社のデジタルデータサービスに係る契約約款等(契約約款又は料金表(電気通信役務の提供の相手方と料金その他の提供条件についての別段の合意がある場合はその合意内容を含みます。))をいいます。以下同じとします。)に規定する当社が別に定めるIPVPNサービス(以下「IPVPNサービス」といいます。)に係る電気通信回線又は当社のイーサネット通信サービスに係る契約約款等に規定する当社が別に定めるイーサネット通信サービス(以下「イーサネット通信サービス」といいます。)に係る電気通信回線であって、IPセントレックス契約に係るもの
11 IPセントレックス利用回線群	IPセントレックス利用回線により構成される回線群
12 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
13 ユニバーサルサービス料	電気通信事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金

(外国における取扱制限)

第4条 IPセントレックスサービスの取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者の定める契約約款等により制限されることがあります。

第2章 IPセントレックスサービスの提供区間等

(IPセントレックスサービスの提供区間等)

第5条 当社のIPセントレックスサービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

第3章 IPセントレックス契約

(IPセントレックスサービスの細目)

第6条 IPセントレックスサービスには、料金表第1(基本料)に定める細目があります。

(契約の単位)

第7条 当社は、1のIPセントレックス利用回線群ごとに1のIPセントレックス契約を締結します。この場合において、IPセントレックス契約者は、1のIPセントレック

ス契約につき1人に限ります。

(IPセントレックス契約申込の方法)

第8条 IPセントレックス契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書を契約事務を行うIPセントレックスサービス取扱所に提出していただきます。

- 2 IPセントレックス契約の申込みについては、当社のデジタルデータサービス契約約款又は当社のイーサネット通信サービス契約約款に規定するDSL方式に起因する事象によりIPセントレックス利用回線が全く利用できない状態となる場合(内線通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。)があることを承諾の上、申込みをしていただきます。

(IPセントレックス契約申込の承諾)

第9条 当社は、IPセントレックス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、IPセントレックス契約申込者が当社のデジタルデータサービス契約約款に規定するIPVPN契約者又は当社のイーサネット通信サービス契約約款に規定するイーサネット通信契約者(IPセントレックス契約の申込みとともに、当社のデジタルデータサービス契約約款に規定するIPVPN契約又はイーサネット通信サービス契約約款に規定するイーサネット通信契約の申込みがあった場合に、当社が当該IPセントレックス契約の申込みと当該IPVPN契約又はイーサネット通信契約の申込みの承諾を同時に行うときには、当該IPセントレックス契約の申込みをする者を含みます。)でない場合には、そのIPセントレックス契約の申込みを承諾しません。
- 3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、そのIPセントレックス契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - 1) 申込みのあったIPセントレックスサービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - 2) IPセントレックス契約の申込みをした者がIPセントレックスサービス、IPVPNサービス又はイーサネット通信サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - 3) IPセントレックス契約の申込みをした者が第20条(IPセントレックスサービスの利用停止)の規定によりIPセントレックスサービスの利用停止をされている、又は当社が行うIPセントレックス契約の解除を受けたことがあるとき。
 - 4) IPセントレックス契約の申込みをした者がIPVPNサービス若しくはイーサネット通信サービスの利用停止をされている、又は当社が行うIPVPN契約若しくはイーサネット通信契約の解除を受けたことがあるとき。
 - 5) IPセントレックス契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
 - 6) その他IPセントレックスサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(基本機能)

第10条 当社は、IPセントレックスサービスについて、当社が別に定めるところにより、基本機能を提供します。

(内線番号の設定)

第11条 IPセントレックス契約者は、そのIPセントレックス利用回線群について、内線番号(内線通信を行うために利用する番号をいいます。以下同じとします。)を設定していただきます。

- 2 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、IPセントレックスサービスに係る内線番号を変更することがあります。
- 3 前項の規定により、IPセントレックスサービスに係る内線番号を変更する場合には、あらかじめ、そのことをIPセントレックス契約者に通知します。

(内線番号の変更)

第12条 IPセントレックス契約者は、そのIPセントレックス契約者に係る内線番号の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第9条(IPセントレックス契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(IPセントレックス契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第13条 IPセントレックス契約者がIPセントレックス契約に基づいてIPセントレックスサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(IPセントレックス契約者が行うIPセントレックス契約の解除)

第14条 IPセントレックス契約者は、IPセントレックス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことを契約事務を行うIPセントレックスサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(破産等によるIPセントレックス契約の解除)

第15条 当社は、IPセントレックス契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのIPセントレックス契約を解除します。

(当社が行うIPセントレックス契約の解除)

第16条 当社は、第20条(IPセントレックスサービスの利用停止)の規定によりIPセントレックスサービスの利用停止をされたIPセントレックス契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのIPセントレックス契約を解除することがあります。

- 2 当社は、IPセントレックス契約者が第20条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、IPセントレックスサービスの利用停止をしないでそのIPセントレックス契約を解除することがあります。
- 3 当社は、IPセントレックス契約に係る全てのIPセントレックス利用回線について、その契約が解除となった場合は、そのIPセントレックス契約を解除することがあります。
- 4 当社は、前3項の規定により、そのIPセントレックス契約を解除しようとするときは、あらかじめ、そのことをIPセントレックス契約者に通知します。

(その他の提供条件)

第17条 IPセントレックス契約に係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第18条 当社は、IPセントレックス契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第2(付加機能利用料)に定めるところにより、付加機能を提供します。

- 1) 付加機能の提供を請求したIPセントレックス契約者がIPセントレックスサービス

- に係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- 2) 付加機能の提供を請求したIPセントレックス契約者が第20条（IPセントレックスサービスの利用停止）の規定によりIPセントレックスサービスの利用停止をされている、又は当社が行うIPセントレックス契約の解除を受けたことがあるとき。
 - 3) 付加機能の提供を請求したIPセントレックス契約者が本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
 - 4) 付加機能の提供を請求したIPセントレックス契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - 5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 2 当社は、料金表第2（付加機能利用料）に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

第5章 利用中止等

（IPセントレックスサービスの利用中止）

第19条 当社は、次の場合には、IPセントレックスサービスの利用を中止することがあります。

- 1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - 2) 特定のIPセントレックス利用回線から多数の不完了通信（接続先との通信が確立する前に通信の発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
 - 3) 第21条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
 - 4) IPセントレックス契約に係るIPVPNサービス又はイーサネット通信サービスが利用中止となったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりIPセントレックスサービスの利用を中止するときは、あらかじめ、そのことをIPセントレックス契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（IPセントレックスサービスの利用停止）

第20条 当社は、IPセントレックス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（そのIPセントレックスサービスに係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったIPセントレックスサービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのIPセントレックスサービスの利用を停止することがあります。

- 1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - 2) IPセントレックス契約に係るIPVPNサービス又はイーサネット通信サービスが利用停止となったとき。
 - 3) 第37条（利用に係るIPセントレックス契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - 4) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であって、IPセントレックスサービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- 2 当社は、複数のIPセントレックス契約を締結しているIPセントレックス契約者が、そのいずれかのIPセントレックス契約において、第37条（利用に係るIPセントレックス契約者の義務）の規定に違反したときは、6ヶ月以内で当社が定める期間、その全てのIPセントレックス契約に係るIPセントレックスサービスの利用を停止することがあり

ます。

- 3 当社は、前2項の規定によりIPセントレックスサービスの利用停止をするときは、あらかじめ、その理由、利用停止をする日及び期間をIPセントレックス契約者に通知します。

ただし、第1項第2号又は前項の規定によりIPセントレックスサービスの利用停止をする場合は、この限りではありません。

第6章 通信

第1節 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

第21条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されているIPセントレックス利用回線であって、当社がそれらの機関との協議により定めたもの以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への通信を中止する措置を含みます。）を執ることがあります。

機関名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安機関を含みます。） 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたとき、又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(通信時間等の制限)

第22条 当社は、通信が著しくふくそうするときは、その通信時間又は特定の地域への通信の利用を制限することがあります。

第2節 通信の品質

(通信の品質)

第23条 通信の品質については、IPセントレックスサービスの利用形態等により変動する場合があります。

第3節 通信時間の測定等

(通信の時間の測定等)

第24条 外線通信(料金表第2(付加機能利用料)に定める外線通信サービスに係る通信をいいます。以下同じとします。)時間の測定等については、料金表第2(付加機能利用料)に定めるところによります。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第25条 当社が提供するIPセントレックスサービスに係る料金は、基本利用料(料金表第1(基本利用料)に定める料金をいいます。以下同じとします。)、付加機能利用料(料金表第2(付加機能利用料)に定める料金をいいます。以下同じとします。)及びユニバーサルサービス料(料金表第5(ユニバーサルサービス料)に定める料金をいいます。以下同じとします。)とし、料金表に定めるところによります。

2 当社が提供するIPセントレックスサービスに係る工事に関する費用は、工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第26条 IPセントレックス契約者は、そのIPセントレックス契約に基づいて当社がIPセントレックスサービスの提供を開始した日又は付加機能の提供を開始した日から起算してIPセントレックス契約の解除があった日又は付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日)について、当社が提供するIPセントレックスサービスの態様に応じて、定額利用料(基本利用料又は付加機能利用料(第27条(外線通信料)に規定する外線通信料に係るものを除きます。))をいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止等によりIPセントレックスサービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

1) 利用停止があったときは、IPセントレックス契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

2) 前号の規定によるほか、IPセントレックス契約者は、次の場合を除いて、IPセントレックスサービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 IPセントレックス契約者の責めによらない理由により、IPセントレックスサービスを全く利用できない状態(IPセントレックスサービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する定額利用料

<p>と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合及びDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。</p>	
<p>2 当社の故意又は重大な過失により、そのIPセントレックスサービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応する定額利用料</p>

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第26条の2 IPセントレックス契約者は、料金表第2(付加機能利用料)の1の2)外線番号の取扱いの規定により、当社が定めた電気通信番号について、料金表第5(ユニバーサルサービス料)の規定に基づいて算定したユニバーサルサービス料の支払いを要します。

(外線通信料の支払義務)

第27条 IPセントレックス契約者は、料金表第2(付加機能利用料)の規定に基づいて算定した外線通信料(料金表第2(付加機能利用料)に規定する料金のうち、従量料金であるものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要します。

- 2 IPセントレックス契約者は、そのIPセントレックス契約者以外の者が行った外線通信料についても、当社に対し責任を負わなければなりません。
- 3 IPセントレックス契約者は、外線通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第2(付加機能利用料)に定めるところにより算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社は、当該IPセントレックス契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第28条 IPセントレックス契約者は、工事を要する申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3(工事費)に定める工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのIPセントレックス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下 この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合において、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 IPセントレックス契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第29条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第30条 IPセントレックス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第31条 IPセントレックス契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第8章 最低利用期間

(最低利用期間)

第32条 IPセントレックスサービスについては、料金表通則に定めるところにより、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、そのIPセントレックス契約に基づいて当社がIPセントレックスサービスの提供を開始した日から起算して次のとおりとします。

区 分	最低利用期間
IPセントレックスサービス	1年間

3 IPセントレックス契約者は、前項の最低利用期間内にIPセントレックス契約の解除又は付加機能の廃止があった場合は、当社が定める期日までに、料金表通則に定める額を支払っていただきます。

第9章 保守

(修理又は復旧の順位)

第33条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第21条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順 位	修理又は復旧する電気通信設備
	気象機関に設置されるもの

1	水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関（海上保安機関を含みます。）に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第10章 損害賠償

（責任の制限）

第34条 当社は、IPセントレックスサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を行わなかったとき（その提供を行わなかったことの原因が、本邦のケーブル陸揚局又は固定衛星地球局より外国側又は衛星側の電気通信回線設備における障害であるときを除きます。）は、そのIPセントレックスサービスが全く利用できない状態（当該IPセントレックス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該IPセントレックス契約者の損害を賠償します。

2 第1項の場合において、当社は、IPセントレックスサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該IPセントレックスサービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

1) 定額利用料

2) 外線通信料（IPセントレックスサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の歴月の起算日（当社がIPセントレックス契約ごとに定める毎歴月の一定の日をいいます。以下同じとします。）から次の歴月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日当たりの平均外線通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 当社は、IPセントレックスサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いに関し、料金表第1（基本料等）又は料金表第2（付加機能利用料）に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(注1) 本条第2項に規定する「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、IPセントレックスサービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における1日当たりの平均の利用に関する料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第35条 当社は、IPセントレックスサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、IPセントレックス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

第11章 雑則

(承諾の限界)

第36条 当社は、IPセントレックス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をしたIPセントレックス契約者にお知らせします。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係るIPセントレックス契約者の義務)

第37条 IPセントレックス契約者は、次のことを守っていただきます。

- 1) 当社がIPセントレックス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるときは、この限りではありません。
 - 2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - 3) 故意に多数の不完了通信を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
 - 4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がIPセントレックス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - 5) 当社がIPセントレックス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 IPセントレックス契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備を忘失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(協定事業者の電気通信サービスに係る料金等の回収代行)

第37条の2 当社は、IPセントレックス契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限り、以下この条において同じとします。)の電気通信サービスに関する契約約款等の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスに係る料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- 1) その申出をしたIPセントレックス契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがないとき。

- 2) そのIPセントレックス契約者の申出について、協定事業者が承諾するとき。
 - 3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、そのIPセントレックス契約者が当社が定める支払期日を超えてもなお支払わないときは、当社は、そのIPセントレックス契約者に係る前項の取扱いを廃止します。

(IPセントレックス契約者に係る情報の利用)

第38条 当社は、IPセントレックス契約者に係る氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社契約約款等、又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービスの提供に当たり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、IPセントレックス契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(法令に関する規定)

第39条 IPセントレックスサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記4から8までに定めるところによります。

(閲覧)

第40条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第12章 附帯サービス

(附帯サービス)

第41条 IPセントレックスサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記9及び11に定めるところによります。

別記

1 IPセントレックスサービスの提供区間

当社のIPセントレックスサービスは、下表の区間において提供します。

区 分	提 供 区 間
IPセントレックスサービス	1) IPセントレックス利用回線の終端相互間 2) 相互接続点相互間（1の相互接続点に終始する場合があります。） 3) IPセントレックス利用回線の終端と相互接続点、外国、船舶局、船舶地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局との間 4) 相互接続点と外国、船舶局、船舶地球局、航空機地球局又は携帯移動地球局との間 5) IPセントレックス利用回線の終端又は相互接続点と当社が別に定める当社の電気通信サービスとの接続点との間

2 IPセントレックス契約者の地位の承継

- 1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりIPセントレックス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うIPセントレックスサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2) 1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3) 当社は、2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 IPセントレックス契約者の氏名等の変更

- 1) IPセントレックス契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うIPセントレックスサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2) 当社は、1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 自営端末設備の接続

- 1) IPセントレックス契約者は、そのIPセントレックス契約者に係るIPセントレックス利用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのIPセントレックス利用回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末設備の機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請

求をしていただきます。

- 2) 当社は、1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- 3) 当社は、2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- 4) 3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5) IPセントレックス契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者（以下「工事担任者」といいます。）に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- 6) IPセントレックス契約者がその自営端末設備を変更したときについても、1)から5)までの規定に準じて取り扱います。
- 7) IPセントレックス契約者は、そのIPセントレックス契約者に係るIPセントレックス利用回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

5 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- 1) 当社は、IPセントレックス利用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、IPセントレックス契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、IPセントレックス契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- 2) 1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 3) 1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、IPセントレックス契約者は、その自営端末設備をIPセントレックス利用回線から取りはずしていただきます。

6 自営電気通信設備の接続

- 1) IPセントレックス契約者は、そのIPセントレックス契約者に係るIPセントレックス利用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのIPセントレックス利用回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。
- 2) 当社は、1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号の規定による総務大臣の認定を受けたとき。
- 3) 当社は、2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- 4) 3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- 5) IPセントレックス契約者は、工事担任者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、工事担任者規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

- 6) IPセントレックス契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、1)から5)までの規定に準じて取り扱います。
- 7) IPセントレックス契約者は、そのIPセントレックス契約者に係るIPセントレックス利用回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

IPセントレックス利用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、5（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

8 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

9 利用明細書の発行

- 1) 当社は、料金表第2（付加機能利用料）に定める外線通信サービスに係るIPセントレックス契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、外線通信サービスの利用に係る明細書（以下「利用明細書」といいます。）を発行します。
- 2) 外線通信サービスに係るIPセントレックス契約者は、前項の請求をし、その利用明細書の発行を受けたときは、当社が別に定めるところにより、料金表第4（附帯サービスに関する料金等）に定める発行料等を支払っていただきます。

10 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

11 支払証明書の発行

- 1) 当社は、IPセントレックス契約者から請求があったときは、その契約者に係るIPセントレックス契約の支払証明書を発行します。
- 2) IPセントレックス契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（附帯サービスに関する料金等）に定める発行手数料を支払っていただきます。

料金表

通則

(料金等の設定)

- 1 外線通信料は、当社の提供区間と協定事業者又は外国の電気通信事業者の提供区間とを合わせて、当社が設定するものとします。

(料金の計算方法)

- 2 当社は、基本利用料、付加機能利用料及びユニバーサルサービス料は、料金月に従って計算します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。
- 4 当社は、基本利用料、付加機能利用料及びユニバーサルサービス料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 5 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

区 分	計算方法
(1)(2)以外の料金	この料金表に定める税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。
(2) 14の但書きに掲げる料金	この料金表に定める額により行います。

(定額利用料の日割)

- 6 当社は、次の場合が生じたときに、定額利用料をその利用日数に応じて日割します。
 - 1) 料金月の初日以外の日によりIPセントレックスサービスの提供の開始があったとき。
 - 2) 料金月の初日以外の日によりIPセントレックス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - 3) 1)及び2)の場合を除いて、料金月の初日以外の日により定額利用料(料金表第2(付加機能利用料)に定める外線通信サービスに係る付加機能利用料(外線番号に係るものに限ります。)に係るものに限ります。この3)において、同じとします。)の額が増加又は減少したとき(この場合において、増加又は減少後の定額利用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。)
 - 3) 第26条(定額利用料の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
 - 4) 料金月の初日によりIPセントレックスサービスの提供を開始し、その日にそのIPセントレックス契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - 5) 起算日の変更があったとき。
- 7 6の規定による定額利用料の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第26条(定額利用料の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する定額利用料の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(料金等の支払い)

- 9 IPセントレックス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 10 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 11 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(料金の一括後払い)

- 12 当社は、当社に特別の事情がある場合は、IPセントレックス契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 13 当社は、料金又は工事に関する費用について、IPセントレックス契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 13の「当社が別に定める条件」とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 14 第26条(定額利用料の支払義務)及び第27条(外線通信料の支払義務)の規定その他約款の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める税抜額に基づき計算された額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、外線通信料(外国との通信に係るもの又は特定衛星端末との通信に係るもの)に限ります。)に係るものについては、この限りではありません。

(注) この料金表に定める税込額(消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)に基づき計算された額は、支払いを要する額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(最低利用期間内に契約の解除があった場合の料金等の適用)

- 16 IPセントレックスサービスには、最低利用期間があります。
- 17 IPセントレックス契約者は、最低利用期間内にIPセントレックス契約の解除又は付加機能の廃止があった場合は、第26条(定額利用料の支払義務)及び料金表の定めにかかわらず、残余の期間に対応する解約月における定額利用料の額に消費税相当額を加算した額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

ただし、料金表第2(付加機能利用料)に定める外線通信サービスに係る定額利用料(外線番号に係るもの)に限ります。)については、残余の期間に対応する定額利用料(その付加機能の廃止月に利用された外線番号数のうち、最大となる数に係る定額利用料とします。)の額に消費税相当額を加算した額に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。

- 18 17の場合、その契約の解除又は付加機能の廃止がIPセントレックス契約者の責めによらない理由により発生した事態に対処するための措置として行われたものであるときは、この限りではありません。

第1 基本利用料

1 適用

基本利用料の適用については、第26条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容				
1) 細目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、料金表を適用するにあたって、下表のとおり、細目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">タイプ</td> <td>タイプ 以外のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ</td> <td>同時通信（同時に2以上の内線通信又は外線通信を行うことをいいます。以下同じとします。）が可能なIPセントレックス端末（IPセントレックス利用回線に接続される内線通信又は外線通信を行うための電気通信設備をいいます。以下同じとします。）を利用するもの</td> </tr> </table> <p>備考 IPセントレックス契約者は、そのIPセントレックス契約に係るIPセントレックス利用回線群内において、タイプに係るもののみを利用することはできません。</p> <p>イ IPセントレックス契約者は、タイプ に係るIPセントレックス端末について、同時通信可能数（同時通信を行うことができる数をいいます。以下同じとします。）を申し出ていただきます。</p> <p>ウ IPセントレックス契約者は、同時通信可能数の変更の請求をすることができます。</p> <p>エ 当社は、ウの請求があったときは、第9条（IPセントレックス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p>	タイプ	タイプ 以外のもの	タイプ	同時通信（同時に2以上の内線通信又は外線通信を行うことをいいます。以下同じとします。）が可能なIPセントレックス端末（IPセントレックス利用回線に接続される内線通信又は外線通信を行うための電気通信設備をいいます。以下同じとします。）を利用するもの
タイプ	タイプ 以外のもの				
タイプ	同時通信（同時に2以上の内線通信又は外線通信を行うことをいいます。以下同じとします。）が可能なIPセントレックス端末（IPセントレックス利用回線に接続される内線通信又は外線通信を行うための電気通信設備をいいます。以下同じとします。）を利用するもの				
2) 基本利用料の適用	<p>ア 基本利用料は、IPセントレックス端末数又は同時通信可能数が1の料金月において最大となる数について適用します。</p> <p>イ 当社は、タイプ に係る基本利用料を適用するにあたって、1の料金月において最大となるIPセントレックス端末数が300までの場合、アの規定にかかわらず、1のIPセントレックス契約ごとに月額330,000円を適用します。</p>				

2 料金額

1) タイプ に係るもの

1 I Pセントレックス端末ごとに月額

I Pセントレックス端末数	料金額 (上段：税抜額 下段：税込額)
500までの場合	1,100円 (1,155円)
500を越え1,000までの場合	1,000円 (1,050円)
1,000を超える場合	900円 (945円)

2) タイプ に係るもの

1 I Pセントレックス端末ごとに月額

料金額
税抜額1,100円(税込額1,155円)に同時通信可能数を乗じて得た額

第2 付加機能利用料

1 適用

付加機能利用料の適用については、第26条(定額利用料の支払義務)及び第27条(外線通信料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
1) 外線通信サービスに係る外線通信の取扱い	<p>ア 外線通信サービスは、当該外線通信サービスに係るI Pセントレックス利用回線群から加入電話等設備(別表1に定める契約に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。)、外国、特定衛星端末又は当社が別に定める音声通信番号(別表3に定める協定事業者に係るものに限ります。)に係る電気通信設備への通信を行うことができます。</p> <p>イ I Pセントレックス契約者は、アに規定する外線通信のほか、外線通信サービスに係る他のI Pセントレックス利用回線群又は当社が別に定める電気通信回線への通信を行うことができます。</p>
2) 外線番号の取扱い	<p>ア I Pセントレックス契約者は、そのI Pセントレックス利用回線群について、外線番号(電気通信番号規則第10条第2号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するためのものをいいます。以下同じとします。)を設定していただきます。</p> <p>イ 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、外線番号を変更することがあります。この場合には、あらかじめ、そのことをI Pセントレックス契約者に通知します。</p> <p>ウ I Pセントレックス契約者は、そのI Pセントレックス契約者に係る外線番号の変更の請求をすることができます。</p> <p>エ 当社は、ウの請求があったときは、第9条(I Pセントレックス</p>

	契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。
3) 外線通信サービスに係る付加機能利用料の算定	外線通信サービスに係る料金額は、定額利用料に1の外線通信(1)欄のイに規定する外線通信を除きます。)について、2(料金額)に規定する分数又は秒数までごとに算定した外線通信料を加算するものとします。
4) 外線通信サービスに係る通信時間の測定等	<p>ア 外線通信に係る通信時間(1)欄のイに規定する通信に係る通信時間を除きます。以下この欄において同じとします。)は、接続先との通信が確立したことを当社が識別した時刻から起算し、利用者からの通信終了の信号を受け、その通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>イ アに規定する通信時間には、IPセントレックス契約者以外の者が、当該IPセントレックス契約者に係るIPセントレックス利用回線群から行った外線通信に係るものを含まず。</p> <p>ウ 当社の設置した電気通信設備の故障等外線通信サービスに係る利用者の責任によらない理由により、接続を打ち切ったときは、2(料金額)に規定する分数又は秒数に満たない端数の通信時間は、アの通信時間には含みません。</p>
5) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の料金の取扱い	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の利用料は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して当社の機器の故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の外線通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の外線通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注)イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(ア)過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の外線通信料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ)過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の外線通信料又は故障等の回復後の7日間における1日平均の外線通信料のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
6) 当社又は当社が別に定める	ア 当社は、外線通信サービスに係る1のIPセントレックス利用回線群ごとに、当社又は当社が別に定める携帯・自動車電話事業者に

携帯・自動車電話事業者に係る加入電話等設備への外線通信の外線通信料の適用	係る加入電話等設備への外線通信の外線通信料を料金月単位に累積し、その累積した外線通信料（以下「月間累積外線通信料」といいます。）の額から、その月間累積外線通信料の額に20.0%を乗じて得た額を割り引く取扱いを行います。 イ 月間累積外線通信料の額に20.0%を乗じて得た額に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則の規定にかかわらず、その端数は切り上げます。 （注）「当社が別に定める携帯・自動車電話事業者」は、当社又は沖縄セルラー電話株式会社とします。
--------------------------------------	---

2 料金額

1) 2)以外のもの

区	分	単 位	料 金 額 (上段：税抜額 下段：税込額)
ア	本サービスの利用の請求をしたIPセントレックス契約者に係るIPセントレックス利用回線群から本サービスに係る他のIPセントレックス利用回線群、加入電話等設備（当社が別に定める契約に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。）、本邦外、特定衛星端末又は当社が別に定める音声通信番号（別表3に定める協定事業者に係るものに限ります。）に係る電気通信設備へ通信（内線通信以外のものであって、インターネットプロトコルにより音響等を伝送交換する通信をいいます。以下「外線通信」といいます。）を行うことができるもの （ア） 定額利用料 同時外線通信可能数に係るもの 外線番号に係るもの （イ） 外線通信料 及び 以外の通信に係るもの a b及びc以外のもの(但し別表11(1)エ、オ、カ及びキに定める契約に係わるものであって、当社が別に定める当社の電気通信サービスとの分界点との間で提供される場合を除きます) b 携帯・自動車電話事業者に係る加入電話等設備へのもの c PHS事業者に係る加入電話等設備へのもの	1 同時外線通信可能数ごとに月額 1 0 外線番号までごとに月額 3 分までごとに 6 0 秒までごとに 1 の外線通信ごとに 6 0 秒までごとに	1,500円 (1,575円) 3,000円 (3,150円) 8.0円 (8.4円) 16.5円 (17.325円) 10円 (10.5円) 10円 (10.5円)

本邦外への通信に係るもの		
a アジア		
(a) アジア 1	1分までごとに	30円
(b) アジア 2	1分までごとに	35円
(c) アジア 3	1分までごとに	45円
(d) アジア 4	1分までごとに	50円
(e) アジア 5	1分までごとに	55円
(f) アジア 6	1分までごとに	60円
(g) アジア 7	1分までごとに	162円
(h) アジア 8	1分までごとに	170円
(i) アジア 9	1分までごとに	175円
(j) アジア10	1分までごとに	180円
(k) アジア11	1分までごとに	185円
(l) アジア12	1分までごとに	190円
(m) アジア13	1分までごとに	105円
(n) アジア14	1分までごとに	106円
(o) アジア15	1分までごとに	110円
(p) アジア16	1分までごとに	112円
(q) アジア17	1分までごとに	126円
(r) アジア18	1分までごとに	129円
(s) アジア19	1分までごとに	140円
(t) アジア20	1分までごとに	160円
(u) アジア21	1分までごとに	225円
b アフリカ		
(a) アフリカ 1	1分までごとに	145円
(b) アフリカ 2	1分までごとに	150円
(c) アフリカ 3	1分までごとに	255円
(d) アフリカ 4	1分までごとに	70円
(e) アフリカ 5	1分までごとに	75円
(f) アフリカ 6	1分までごとに	80円
(g) アフリカ 7	1分までごとに	110円
(h) アフリカ 8	1分までごとに	115円
(i) アフリカ 9	1分までごとに	120円
(j) アフリカ10	1分までごとに	125円
(k) アフリカ11	1分までごとに	127円
(l) アフリカ12	1分までごとに	150円
(m) アフリカ13	1分までごとに	160円
(n) アフリカ14	1分までごとに	175円
(o) アフリカ15	1分までごとに	200円
(p) アフリカ16	1分までごとに	250円
(q) アフリカ17	1分までごとに	180円
(r) アフリカ18	1分までごとに	128円
(s) アフリカ19	1分までごとに	257円
c アメリカ		
(a) アメリカ 1	1分までごとに	9円
(b) アメリカ 2	1分までごとに	10円
(c) アメリカ 3	1分までごとに	20円
(d) アメリカ 4	1分までごとに	130円
(e) アメリカ 5	1分までごとに	135円

(f)	アメリカ6	1分までごとに	140円
(g)	アメリカ7	1分までごとに	45円
(h)	アメリカ8	1分までごとに	150円
(i)	アメリカ9	1分までごとに	155円
(j)	アメリカ10	1分までごとに	260円
(k)	アメリカ11	1分までごとに	65円
(l)	アメリカ12	1分までごとに	70円
(m)	アメリカ13	1分までごとに	75円
(n)	アメリカ14	1分までごとに	80円
(o)	アメリカ15	1分までごとに	112円
(p)	アメリカ16	1分までごとに	190円
(q)	アメリカ17	1分までごとに	113円
(r)	アメリカ18	1分までごとに	115円
d	オセアニア		
(a)	オセアニア1	1分までごとに	20円
(b)	オセアニア2	1分までごとに	9円
(c)	オセアニア3	1分までごとに	25円
(d)	オセアニア4	1分までごとに	30円
(e)	オセアニア5	1分までごとに	50円
(f)	オセアニア6	1分までごとに	179円
(g)	オセアニア7	1分までごとに	180円
(h)	オセアニア8	1分までごとに	100円
(i)	オセアニア9	1分までごとに	105円
(j)	オセアニア10	1分までごとに	110円
(k)	オセアニア11	1分までごとに	120円
(l)	オセアニア12	1分までごとに	155円
(m)	オセアニア13	1分までごとに	159円
(n)	オセアニア14	1分までごとに	160円
e	ヨーロッパ		
(a)	ヨーロッパ1	1分までごとに	20円
(b)	ヨーロッパ2	1分までごとに	25円
(c)	ヨーロッパ3	1分までごとに	30円
(d)	ヨーロッパ4	1分までごとに	135円
(e)	ヨーロッパ5	1分までごとに	140円
(f)	ヨーロッパ6	1分までごとに	241円
(g)	ヨーロッパ7	1分までごとに	45円
(h)	ヨーロッパ8	1分までごとに	50円
(i)	ヨーロッパ9	1分までごとに	60円
(j)	ヨーロッパ10	1分までごとに	70円
(k)	ヨーロッパ11	1分までごとに	75円
(l)	ヨーロッパ12	1分までごとに	80円
(m)	ヨーロッパ13	1分までごとに	90円
(n)	ヨーロッパ14	1分までごとに	91円
(o)	ヨーロッパ15	1分までごとに	100円
(p)	ヨーロッパ16	1分までごとに	101円
(q)	ヨーロッパ17	1分までごとに	110円
(r)	ヨーロッパ18	1分までごとに	120円
(s)	ヨーロッパ19	1分までごとに	140円
(t)	ヨーロッパ20	1分までごとに	202円

	(s) ヨーロッパ21 特定衛星端末への通信に係るもの	1分までごとに	102円
	a 特定衛星端末1	1分までごとに	273円
	b 特定衛星端末2	1分までごとに	378円
	c 特定衛星端末3	1分までごとに	-
	d 特定衛星端末4	1分までごとに	307円
	e 特定衛星端末5	1分までごとに	363円
	f 特定衛星端末6	1分までごとに	209円
	g 特定衛星端末7	1分までごとに	686円
備考	<p>(ア) 本サービスは、IPセントレックス契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスに係る定額利用料は、1のIPセントレックス契約に係る同時外線通信可能数（本サービスに係るIPセントレックス利用回線群と加入電話等設備、本邦外、特定衛星端末又は当社が別に定める電気通信回線との間で同時に外線通信を行うことができる数をいいます。）1ごとに及び外線番号10ごとに算定します。</p> <p>(ウ) 本サービスに係る定額利用料（同時外線通信可能数に係るものに限ります。）は、同時外線通信可能数が1の料金月において最大となる数について適用します。</p> <p>(エ) 本サービスに係るIPセントレックス契約者は、同時外線通信可能数及び外線番号を当社に届け出ていただきます。</p> <p>(オ) 本サービスに係るIPセントレックス契約者は、同時内線通信可能数の変更の請求をすることができます。</p> <p>(カ) 当社は、(オ)の請求があったときは、第9条（IPセントレックス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。</p> <p>(キ) 本邦外又は特定衛星端末への通信に係る取扱地域等は、別表2に定めるところによります。</p> <p>(注) 本邦から本邦外へ発信する外線通信（その通信の料金を着信者側で支払うことを条件として行われる通信に限ります。）の料金は、着信側事業者の定めるところによります。</p>		

第3 工事費

1 適用

IPセントレックスサービスに係る工事費の適用については、第28条（工事費の支払義務）の規定のとおりとします。

2 工事費の額

1) 2)以外のものに関する工事

区 分	単 位	工事費の額 (上段：税抜額 下段：税込額)
ア タイプ に関する工事	1のIPセントレックス端 末ごとに	2,000円 (2,100円)
イ タイプ に関する工事	1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)

2) 付加機能に関する工事

区 分	単 位	工事費の額 (上段：税抜額 下段：税込額)
ア 同時外線通信可能数に関する 工事	1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)
イ 外線番号に関する工事	1の工事ごとに	2,000円 (2,100円)

第4 附帯サービスに関する料金等

1 利用明細書発行料

1) 適用

発行料の適用については、別記9（利用明細書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
発行料の適用	ア 利用明細書は、外線通信サービスに係るIPセントレックス契約者に限り、その発行を行います。 イ 発行料については、日割は行いません。

2) 料金額

区 分	単 位	発行料の額 (上段：税抜額 下段：税込額)
外線通信サービスに係るもの	1のIPセントレックス利 用回線ごとに月額	500円 (525円)

2 利用明細書発行の開始に係る工事に関する費用

1) 適用

発行の開始に係る工事に関する費用の適用については、別記9（通信明細書の発行）の規定によるものとします。

2) 発行の開始に係る工事に関する費用の額

区 分	単 位	工事に関する費用の額 (上段：税抜額 下段：税込額)
外線通信サービスに係るもの	1のIPセントレックス利用回線ごとに	1,000円 (1,050円)

3 支払証明書の発行手数料

1) 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記11（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

内 容	
支払証明書の発行手数料の適用除外又は減額適用	当社は、2)料金額の規定にかかわらず、支払証明書の発行の態様等を勘案して別に定めるところにより、支払証明書の発行手数料の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります

2) 料金額

区 分	単 位	発行料の額 (上段：税抜額 下段：税込額)
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円 (420円)
備 考 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。		

第5 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第26条の2（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
1)ユニバーサルサービス料の適用	<p>ア ユニバーサルサービス料は、料金表第2（付加機能利用料）の1の2)外線番号の取扱いの規定に定める1の電気通信番号ごとに適用します。</p> <p>イ ユニバーサルサービス料は適用対象の電気通信番号のうち、暦月末日に利用されている電気通信番号に適用します。</p>
2)料金月の期間中に契約開始・契約解除があった場合の料金の適用	<p>ア ユニバーサルサービス料の日割りは行いません。</p> <p>イ 暦月の末日に契約の解除があったとき、解除の電気通信番号はユニバーサルサービス料を適用しません。</p>

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (上段：税抜額 下段：税込額)
ユニバーサルサービス料	1の電気通信番号ごとに月額	6円 (6.3円)

別表1 外線通信における当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約

1 当社又は協定事業者の電気通信サービスに係る契約

1) 当社に係るもの

ア 電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約	電話サービス等契約約款
	直加入電話契約	ビジネスダイレクトサービス契約約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による外線通信は提供しません。		

イ 総合デジタル通信サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	ダイレクト通信契約、臨時ダイレクト通信契約	電話サービス等契約約款
	直加入通信契約	ビジネスダイレクトサービス契約約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による外線通信は提供しません。		

ウ 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	a u 契約、プリペイド電話契約又はローミング契約	a u 通信サービス契約約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による外線通信は提供しません。		

エ F T T H サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	F T T H 電話契約	F T T H サービス契約約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による外線通信は提供しません。		

オ 光ダイレクトサービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	光ダイレクト電話契約	光ダイレクトサービス契約約款
	イントラネットIP電話契約	イントラネットIP電話サービス契約約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による外線通信は提供しません。		

カ メタルプラス電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	メタルプラス電話契約	メタルプラス電話サービス契約約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による外線通信は提供しません。		

キ ケーブルプラス電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
KDDI株式会社	ケーブルプラス電話契約	ケーブルプラス電話サービス契約約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による外線通信は提供しません。		

2) 協定事業者に係るもの

ア 電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	加入電話契約又は臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	加入電話契約又は臨時加入電話契約	電話サービス契約約款
ソフトバンクテレコム株式会社	ダイレクト電話契約、臨時ダイレクト電話契約	電話サービス等契約約款
エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社	電話等加入契約	電話サービス等契約約款

ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社	加入契約	電話サービス契約約款
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	電話契約	電話サービス契約約款
ケーヴィエイチ・テレコム株式会社	I S D N 電話契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社メディア	電話契約	電話サービス契約約款
平成電電株式会社	直加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム関東	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム東京	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム関西	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム湘南	加入電話契約	電話サービス契約約款
福岡ケーブルネットワーク株式会社	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ジェイコム北九州	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ケーブルビジョン二十一	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ケーブルネット下関	加入電話契約	電話サービス契約約款
北摂ケーブルネット株式会社	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社ケーブルネット神戸芦屋	加入電話契約	電話サービス契約約款
浦和ケーブル・テレビ・ネットワーク株式会社	加入電話契約	電話サービス契約約款

株式会社ケーブルネットワークやちよ	加入電話契約	電話サービス契約約款
和泉シーエーティヴィ株式会社	電話契約	電話サービス契約約款
株式会社スーパーネットワークユー	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社メディアさいたま	加入電話契約	電話サービス契約約款
土浦ケーブルテレビ株式会社	加入電話契約	電話サービス契約約款
株式会社木更津ケーブルテレビ	加入電話契約	電話サービス契約約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による外線通信は提供しません。		

イ 総合デジタル通信サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約、臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約、臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	専用アクセス契約	電話サービス等契約約款
ソフトバンクテレコム株式会社	デジタルダイレクト通信契約、臨時デジタルダイレクト通信契約	電話サービス等契約約款
エムシーアイ・ワールドコム・ジャパン株式会社	電話等加入契約	電話サービス等契約約款
ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社	ISDN加入契約	総合デジタル通信サービス契約約款
ケーヴィエイチ・テレコム株式会社	ISDN加入契約	総合デジタル通信サービス契約約款
東北インテリジェント通信株式会社	第1種契約、短期第1種契約、第2種契約又は短期第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款

北陸通信ネットワーク株式会社	第1種契約、短期第1種契約、第2種契約又は短期第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
中部テレコミュニケーション株式会社	総合デジタル通信契約又は短期総合デジタル通信契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社ケイ・オブティコム	第1種契約又は第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	第1種契約又は第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
株式会社STNet	第1種契約、短期第1種契約、第2種契約又は短期第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
九州通信ネットワーク株式会社	第1種契約又は第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による外線通信は提供しません。		

ウ 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
沖縄セルラー電話株式会社	a u 契約、プリペイド電話契約又はローミング契約	a u 通信サービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国又は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	m o v a 契約、ドコモコール契約又はプリペイド携帯電話契約	m o v a サービス契約約款
	F O M A 契約又はF O M A ドコモコール契約	F O M A サービス契約約款
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	第1種衛星電話に係る衛星電話契約	衛星電話サービス契約約款
ソフトバンクモバイル株式会社	ソフトバンクサービスに係るソフトバンクサービス契約、ローミング契約	ソフトバンク通信サービス契約約款

	3 G通信サービスに係る3 Gサービス契約、国際ローミング契約	3 G通信サービス契約約款
イー・モバイル株式会社	E M O B I L E 通信サービスに係る契約	E M O B I L E 通信サービス契約約款 (電話・データ通信編)
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による外線通信は提供しません。		

エ P H S事業者の電気通信サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
株式会社ウィルコム	一般ウィルコム通信契約	ウィルコム通信サービス契約約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による外線通信は提供しません。		

オ I P電話サービスに係るもの

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	多チャンネル型音声利用 I P 通信網契約	多チャンネル型音声利用 I P 通信網サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	多チャンネル型音声利用 I P 通信網契約	多チャンネル型音声利用 I P 通信網サービス契約約款
備考 当社は、当社が別に定めるダイヤル手段による外線通信は提供しません。		

別表2 外線通信サービスにおける本邦外又は特定衛星端末への通信に係る取扱地域等

区 分	取 扱 地 域
アジア1	イスラエル国、シンガポール共和国、台湾、大韓民国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます）、香港、マレーシア
アジア2	フィリピン共和国
アジア3	インドネシア共和国、キプロス共和国、タイ王国
アジア4	アラブ首長国連邦
アジア5	マカオ
アジア6	モンゴル国

アジア 7	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア 8	パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国
アジア 9	スリランカ民主社会主義共和国
アジア 10	イラン・イスラム共和国、インド、オマーン国、クウェート国、サウジアラビア王国、バーレーン国
アジア 11	ベトナム社会主義共和国
アジア 12	カンボジア王国、ミャンマー連邦
アジア 13	モルディブ共和国、ラオス人民民主共和国
アジア 14	ネパール王国
アジア 15	シリア・アラブ共和国、ヨルダン・ハシミテ王国
アジア 16	カタール国、レバノン共和国
アジア 17	東ティモール
アジア 18	朝鮮民主主義人民共和国
アジア 19	イエメン共和国
アジア 20	アフガニスタン・イスラム国
アジア 21	イラク共和国
アフリカ 1	アンゴラ共和国、スワジランド王国
アフリカ 2	ウガンダ共和国
アフリカ 3	マリ共和国
アフリカ 4	ガーナ共和国、ガボン共和国、ギニア共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、チュニジア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、モーリシャス共和国、モロッコ王国、レソト王国、レユニオン
アフリカ 5	エジプト・アラブ共和国、カーボベルデ共和国、ケニア共和国、コンゴ民主共和国、ボツワナ共和国、南アフリカ共和国、リベリア共和国

アフリカ 6	カメルーン共和国、コモロ・イスラム連邦共和国、コートジボワール共和国、タンザニア連合共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ブルキナファソ、ベナン共和国、モーリタニア・イスラム共和国、マイヨット島
アフリカ 7	トーゴ共和国
アフリカ 8	ガンビア共和国
アフリカ 9	赤道ギニア共和国
アフリカ 10	エリトリア国、ジブチ共和国、スーダン共和国、セネガル共和国、ソマリア民主共和国、ルワンダ共和国
アフリカ 11	アルジェリア民主人民共和国、マラウイ共和国、モザンビーク共和国
アフリカ 12	エチオピア連邦民主共和国、コンゴ共和国
アフリカ 13	マダガスカル共和国
アフリカ 14	シエラレオネ共和国
アフリカ 15	サントメ・プリンシペ民主共和国
アフリカ 16	チャド共和国
アフリカ 17	アセンション
アフリカ 18	中央アフリカ共和国、セント・ヘレナ
アフリカ 19	ギニアビサウ共和国
アメリカ 1	アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを除きます)、アラスカ
アメリカ 2	カナダ
アメリカ 3	米領バージン諸島
アメリカ 4	ブラジル連邦共和国
アメリカ 5	コスタリカ共和国、チリ共和国、ドミニカ共和国、バハマ国、メキシコ合衆国
アメリカ 6	プエルト・リーコ
アメリカ 7	コロンビア共和国

アメリカ 8	アルゼンチン共和国、グアテマラ共和国、サン・ピエール及びミケロン、バミューダ諸島、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国
アメリカ 9	グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、トリニダード・ドバコ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、マルティニク
アメリカ 10	エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ウルグアイ東方共和国、パラグアイ共和国
アメリカ 11	ホンジュラス共和国
アメリカ 12	オランダ領アンティール、ケイマン諸島
アメリカ 13	グアデルーペ、ジャマイカ、ハイチ共和国、バルバドス
アメリカ 14	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、スリナム共和国、セント・ビンセントおよびグレナディーン諸島
アメリカ 15	キューバ共和国
アメリカ 16	フォークランド諸島
アメリカ 17	ドミニカ国、グレナダ、モンセラット、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、タークスおよびカイコス諸島
アメリカ 18	ガイアナ協同共和国
オセアニア 1	オーストラリア、グアム、クリスマス島、ココス・キーリング諸島
オセアニア 2	ハワイ
オセアニア 3	ニュージーランド
オセアニア 4	サイパン
オセアニア 5	パプアニューギニア、フィジー共和国、フランス領ポリネシア、米領サモア
オセアニア 6	ノーフォーク島、ミクロネシア連邦
オセアニア 7	サモア独立国
オセアニア 8	ニュー・カレドニア、パラオ共和国
オセアニア 9	トンガ王国

オセアニア 1 0	ナウル共和国、マーシャル諸島共和国
オセアニア 1 1	ツバル
オセアニア 1 2	クック諸島、キリバス共和国
オセアニア 1 3	ソロモン諸島、トケラウ諸島、バヌアツ共和国
オセアニア 1 4	ニウエ
ヨーロッパ 1	アイルランド、イタリア共和国、オランダ王国、グレートブリテンおよび北部アイルランド連合王国、スウェーデン王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、バチカン市国、フランス共和国、ベルギー王国
ヨーロッパ 2	モナコ公国
ヨーロッパ 3	オーストリア共和国、カナリー諸島、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、フィンランド共和国、リヒテンシュタイン公国
ヨーロッパ 4	アゾールス諸島、ギリシャ共和国、ハンガリー共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ 5	スイス連邦、ポーランド共和国
ヨーロッパ 6	アンドラ公国
ヨーロッパ 7	スロバキア共和国、チェコ共和国、トルコ共和国、ロシア連邦
ヨーロッパ 8	ウクライナ
ヨーロッパ 9	サンマリノ共和国、タジキスタン共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、リトアニア共和国、ルーマニア
ヨーロッパ 1 0	アイスランド共和国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、マルタ共和国
ヨーロッパ 1 1	ファロー諸島
ヨーロッパ 1 2	エストニア共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国
ヨーロッパ 1 3	ジブラルタル、ラトビア共和国
ヨーロッパ 1 4	グリーンランド
ヨーロッパ 1 5	ウズベキスタン共和国、スロベニア共和国

ヨーロッパ16	グルジア、クロアチア共和国
ヨーロッパ17	トルクメニスタン
ヨーロッパ18	アルバニア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国
ヨーロッパ19	キルギス共和国
ヨーロッパ20	アルメニア共和国
ヨーロッパ21	モルドバ共和国
特定衛星端末1	スラヤー
特定衛星端末2	イリジウム
特定衛星端末3	削除
特定衛星端末4	インマルサットB型
特定衛星端末5	インマルサットM型
特定衛星端末6	インマルサットMINI - M型、インマルサットF型、インマルサットBGAN型、インマルサットFB型
特定衛星端末7	インマルサットMINI - M型(64kbpsのAudio / Speechモードの場合に限ります。)、インマルサットF型(64kbpsのAudio / Speechモードの場合に限ります。)、インマルサットBGAN型(64kbpsのAudio / Speechモードの場合に限ります。)、インマルサットFB型(64kbpsのAudio / Speechモードの場合に限ります。)

別表3 当社が別に定める音声通信番号に係る協定事業者

事 業 者 の 名 称
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 株式会社NTTぷらら フュージョン・コミュニケーションズ株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 アットネットホーム株式会社 中部テレコミュニケーション株式会社 九州通信ネットワーク株式会社 株式会社ケイ・オブティコム 株式会社メディア 株式会社STNet ソフトバンクBB株式会社 東北インテリジェント通信株式会社 ZIP Telecom株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国 又は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州

附 則

(実施期日)

この約款は、平成16年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成16年3月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成16年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成16年5月27日から実施します。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成16年7月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成16年10月18日から実施します。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成16年12月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成16年12月21日から実施します。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成16年12月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成17年2月9日から実施します。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成17年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成17年4月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成17年5月18日から実施します。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成17年6月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成17年8月23日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成17年11月10日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年6月19日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成18年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料

金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成19年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成19年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成20年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成20年2月16日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成20年3月28日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正約款は、平成20年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。